

授業料の支援について(外国籍の方は必ず確認してください)

<資料1>

① 高等学校等就学支援金制度

ご家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。令和8年度より所得制限がなくなり、生徒の国籍等の対象要件が追加されます。毎年4月に申請することにより、授業料(全日制の場合、年額118,800円)を納付する必要がなくなります。

下のイメージ図で高等学校等就学支援金制度の支給対象外に該当する生徒は、**②高校生等・新修学支援**で授業料の支援が受けられる場合があります。

※令和8年3月末から引き続き高等学校等に在学する生徒(在校生。留学生含む。)で見直し後の就学支援金対象外となる生徒は、経過措置により旧制度の就学支援金所得制限内ならば就学支援金の対象となります。(3月まで就学支援金認定者は4~6月も対象となる。)

高等学校等就学支援金・新制度における国籍・在留資格等に関する支給要件(イメージ)

区分	該当例	在留期間	支援金の支給	(参考)
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人	—	支給対象	← 就学支援金対象
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者	無期限	支給対象	
③永住者等	永住者 法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	支給対象	支給対象外の場合、新修学支援対象となる可能性があります。 ●新制度対象外の在校生(留学生含む)には、旧制度の支援を継続。 ●新制度対象外の新入生(留学生除く)には、旧制度と同等の水準の予算措置を実施。
	日本人の配偶者等 日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月		
	永住者の配偶者等 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月		
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者(第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等)	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	定住者のうち、「将来永住する意思があると認められた者」は、支給対象	
⑤家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など	法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	家族滞在のうち、「小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」は、支給対象	
⑥右記の在留資格により在留する者	・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動 等	区分の内容及び15日から5年の期間	支給対象外	

※在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。

※調整中。①、②、③のうち永住者以外については、今後文部科学省令で詳細を定める予定であり、変更の可能性あり。

② 高校生等・新修学支援(外国籍生徒向け)

高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、就学支援金の対象外となる外国籍の生徒(新入生の留学生を除く)に対して、就学支援金と同等の水準で授業料を支援する制度です。

就学支援金の対象外となる外国籍等の生徒は、**4月中に4~6月分の申請をしていただく必要がありますので**、学校事務室へお問い合わせください。

※令和8年3月末から引き続き高等学校等に在学する生徒(在校生。留学生含む)で就学支援金対象外となる生徒は、所得にかかわらず新修学支援の対象となります。

令和8年4月 4月~6月分までの新修学支援について申請(令和7年度課税額) ← 今回

令和8年7月 7月~翌6月分までの新修学支援について判定(令和8年度課税額)

以降毎年7月に当該年度の課税額、国籍等で新修学支援の受給資格の判定を行います。

◎離婚・再婚等による親権者の変更や税の更正等が行われた場合は、速やかに学校事務室へお知らせください。